

「主の僕」における「贖い」(イザヤ 52,15)

—「心の祈り」に向けて—

秋山 学

序.

聖書(旧・新約)テキストをもとに、宗教施設でない場所において、聖書のメッセージを十全に汲み取るという作業は可能であろうか。純然たる言語学や歴史学の範囲に留まることなく、神学的なレベルにおいて、聖書の中で伝えられている使信を正確に受け取るためのトレーニングを供することは、知の伝承の宝庫としての聖書に関する学問、つまり聖書学に課せられた一つの責任であろう。この意味で、学問的な研究教育の場であるべき大学においても、聖書が内包するメッセージは、その宗教性・神学性を含め、可能な限り十二分に伝えられねばならないと言える。

さて、旧・新約聖書の頂点を画するのがイエス・キリストであるということは、旧約聖書をめぐるといわれる「予型論的解釈」、すなわち「旧約のうちに、救い主のあり方が予型的に明示されていて、新約はこの予型が完遂されたことを証言する位置にある」とする解釈法を採るとき、イエスがこの方法における「光源」である、ということの意味する。その際、旧約テキストが基に据えられ、福音書ならびに使徒書がこの光源をめぐるといわれる「証言者」として位置づけられる。本稿では、以上のような前提のもとに論考に取り掛かりたいと思う。課題の対象となる旧約テキストは、いわゆる「第2イザヤ書」(イザヤ40-55)、特に「主の僕・第4歌」とされるイザヤ52,13-53,15であり、福音書としては『ヨハネ福音書』を、また使徒書としては『ヨハネ書簡』特にその第1書簡を主に用いる。共観福音書(マタイ、マルコ、ルカ)は、いわゆる「最後の晩餐」の日付に関して、『ヨハネ福音書』の伝える日付と異なるものを伝えている。聖書学の進展に伴い、現在ではヨハネの伝える日付が史実に忠実であるということが明らかになっているが、拙見によれば、これは共観福音書が敢えて晩餐の日付をずらし、復活のキリストが、「天上界」すなわち「天国」において、晩餐を「過ぎ越しの食事」として主宰する宴に改変したためであると思われる(秋山 2017b : 85)。したがって共観福音書では、秘跡としての聖体祭儀が前提とされていると言えようが、これは、本稿冒頭に記したような「宗教施設外」での聖書学のあり方を問う、という課題とは相容れないと思われるためである。

さて、冒頭に述べた「聖書が内包する神学的使信」のうち、本稿において主として想定しているのは「贖い」のメッセージである。すなわち、本稿の主題に関して別様の表現を用いるならば、「聖書研究を通じて<贖い>を得ることは可能か」ということになる。

I

では早速、以下「第2イザヤ」の中心となる（第4番目の）「主の僕の歌」の解析に入りたい。本文としては、標準的とされる BHS のもの以外に、『イザヤ書』のテキストは死海文書にも伝えられているため、こちらをも勘案して提示することにしよう。

Liber Jesaiae 52,13-15 :

13 hinnē(h) yaškîl (<šākal) ‘abdî yārûm (<rûm) w^eniššā’ (<nāšā’) w^egābah (<gābah) m^e’ōḏ

(私訳) 13. 見よ、わが僕は栄え、高くされる。高く挙げられ、大いに高められる。

14 ka’āšer šām^emû (<šāmēm) ‘ālāyw rabbîm,

kēn māšaḥatî (1QIsa, <māšah; TM: mišḥat) mē’iš mar’ēhû w^etō’ārô mibb^enē ‘ādām

14. 多くの人々が、彼のために驚嘆する。

そのようにわたしは、人としての彼の姿、人の子としての容姿に油を注いだ。

15 kēn yazze(h) (<nāzâ) gōyim rabbîm ‘ālāyw, yiqp^ešû m^elākîm pîhem

kî ‘āšer lô’-suppar lāhem rā’û, wa’āšer lô’-šām^e’û hiṭbônānû

15. かくして彼は多くの民を自らの上に撒き、王たちは口を閉ざす。

なぜなら彼らは、それまで彼らに語られたことのなかった事柄を目にし、耳にしなかったことを理解したからだ。

本稿での結論を先に述べるならば、まずイザヤ 52,14b における māšaḥatî は「死海文書」の読みを容れることを前提とし、この「わたしは油を注いだ」とはヨネ 19,34 に見る「十字架上のイエスの脇腹からの血と水の流出」を指す、と解する。それと同時に、52,15a における「彼は多くの民を自らの上に撒き」とは、「血と水による、イエスの磔刑囚を見上げる者に対する贖い」を意味すると解する。ここに「贖い」の要素を読み込む点が本稿の特徴である。

続いて、「主の僕の歌」第4歌のうち、前掲の部分に続く箇所について拙訳を提示しよう。

Liber Jesaiae 53,1-12:

1 mî he’ēmîn lišmu’ātēnû ûz^erôaḥ ‘ādônāy ‘al-mî niḡlātâ

1. 誰が、われわれの許に届いた報せを信じ得ようか。主の力は、誰の上に明らかにされたのか。

2 wayya'al kayyônēq l'pānāyw w'kaššōreš mē'ereš šiyyâ

lō'-tō'ar lô w'lō' hādār w'nir'ēhû w'lō'-mar'e(h) w'neḥm'ēdēhû

2. 彼は若枝の如く、主の前に育った。砂漠の土地から生え出でた根の如くに。

彼には、われらが見るべき容姿も威厳もない。われらが彼に望みうるような外貌もない。

3 niḅze(h) waḥādal 'išīm 'iš mak'ōbōt wīdûa' ḥōlî

ûk'mastēr pānīm mimmennû niḅze(h) w'lō' ḥāšabnuhû

3. 彼は軽蔑され、見捨てられた人として、痛みの人であり、病を知っている。

その人の前では顔を隠すような類の人の如くに、彼は軽蔑され、われわれは彼のことを気に留めていなかった。

4 'ākēn ḥālāyāyēnû hû' nāsā' ûmak'ōbēynû s'ḅālām

wa'ānaḥnû ḥāšabnuhû nagûa' mukê 'ēlōhīm ûm'enne(h)

4. けれどもこの人が負ったのはわれわれの病であった。そしてわれわれの痛み、それを彼は担った。

われわれは思っていた、彼は打たれ傷を受けたが、それは神ゆえであり、神ゆえに彼は苦しんでいるのだと。

5 w'hû' m'ḥōlāl mipšā'ēnû m'ḍukā' mē'āwōnōtēynû

mûsar š'lōmēnû 'ālāyw ûḅaḥḅurātō nirpā'-lānû

5. そしてこの人は、われわれの背きのために刺し貫かれた。わたしたちの罪のために、彼は砕かれた。

われわれの平安のための懲らしめは彼の上であり、彼への打擲をもって、われわれの上に癒しが訪れた。

6 kullānû kaššō'n tā'inû 'iš l'darkō pānīnû

wa'ādōnāy hipgīa' bō 'ēt 'āwōn kullānû

6. われわれはみな、羊の群れの如くに惑い、各々異なった道に向かって行った。

そして主は、彼をして、われわれすべての罪の執り成しをさせた。

7 niggaš w'hû' na'ānē'(h) w'lō' yiptaḥ-pīw

kašše(h) laṭṭeḅaḅ yûbāl ûk'rāḥēl lipnēy gōz'zeyhā ne'ēlāmâ w'lō' yiptaḥ pīw.

7. 彼は虐待され、苦しんだ。だが口を開くことはなかった。

屠り場に引かれて行く羊の如くに、毛を刈る者たちの前に押し黙る雌羊の如くに、

彼は口を開かなかった。

8 mē'ōšer ūmimmišpāt luqqāh w'e'et-dôrô mî y'êšôhēah

kî nigzar mē'eres hayyîm mipeša' 'ammî nega' lāmō

8. 強いられ、裁かれて、彼は生命を取られた。彼の世代の中で、誰が思い巡らしただろうか。

彼が生ける者たちの地から隔離され、わが民の罪ゆえに、彼が死という打撃を受けるということ。

9 wayyitēn 'et-r'šā'im qibrô w'e'et-'āšîr b'ēmōtāyw

'al lō'-hāmās 'āsâ w'elō' mirmâ b'pîw

9. そして主は彼の墓を悪しき者たちとともにし、彼の死に際して富める者を伴わせた。彼は悪を行わず、彼の口には偽りがなかった。

10 wa'ādōnāy hāpēs dakk'ô hehēlî 'im-tāsîm 'āšām napšô

yir'e(h) zera' ya'ārîq yāmîm w'hēpeš 'ādōnāy b'eyādô yišlāh".

10. だが主は、彼を病いで打ち砕くことを喜びとされた。もし彼が、償いの献げ物として自らの生命を置くのであれば、

彼は裔が日々永く生きるのを見るであろう、そして主の喜びは、彼の手においていや増すであろう、と。

11 mē'āmal napšô yir'e(h) yišbā' b'eda'tô

yašdîq šaddîq 'abdî lārabbîm wa'āwōnōtām hû' yisbōl

11. 彼はおのれの生命の苦しみから見、知って満たされるであろう。

わが僕は義しき者、多くの人々を義しき者とし、彼は彼らの罪を負った。

12 lākēn 'āhalleq-lô bārabbîm w'e'et-'āšûmîm y'hallēq šālāl

taḥaṭ 'ašer he'ērâ lammāweṭ napšô w'e'et-pōš'îm nimnâ

w'hû' hēṭ'-rabbîm nāsā' w'lappōš'îm yapgîa'".

12. それ故わたしは、多くの者を彼の取り分とし、彼は多くの人々を分け前として受け取るであろう。

彼がおのれの生命を、死に至るまで注ぎ出したため、そして咎ある者たちとともに数えられたためである。

多くの人々の罪を担い、咎ある者たちのために執り成しをしたのはこの人であった。

II

以下、「主の僕の歌」の考察に入るが、特に注目したい語彙は'āšām「愆祭」である。

上に引いたように、伊^ヤ 53,10 には次のような一節がある。

“10a wa’ādōnāy hāpēš dakk’ô hehēlî ’im-tāšîm ’āšām napšô

b yir’e(h) zera’ ya’ārîk yāmîm w’hēpeš ’ādōnāy b’yādô yišlāh”.

「そして主は、彼をその病いで打ち砕くことを喜びとされた。もし彼が、償いの献げ物として自らの生命を置くのであれば、彼は裔が日々永く生きるのを見るであろう、そして主の喜びは、彼の手においていや増すであろう、と」。

ここに、’āšām という語彙が現われる。これは旧約における「いけにえ」の一つであり、「償いの献げ物」の意である。本稿では、旧来の訳にも簡潔さという点で優れた点があることを考慮し、種々の訳語を併用する。

旧約聖書には、「いけにえ」に相当するヘブライ語語彙として、主として次のものが挙がる。対応するギリシア語訳を併記しつつ、ル^イ 7,37 に載る順にしたがって記すならば、

①燔祭 ’olâ (動物) ル^イ 6,1-6; 「焼き尽くすいけにえ」「焼き尽くす献げ物」
「全焼納祭」 τὰ ὀλοκαυτώματα.

②素祭 minhâ (麦) ル^イ 6,7-11; 「穀物の供え物」「穀物の献げ物」「(日常の) 穀祭」 ἡ θυσία.

③罪祭 haṭṭā’t 罪の赦しを受けるために献げる。ル^イ 6,17-23; 「浄めのいけにえ」
「贖罪の献げ物」「償罪祭」 περὶ ἀμαρτίας.

ル^イ 16 に載る「贖罪日」の主たる目的は、この「罪祭」を献げることである(後述)。

④愆祭 ’āšām 償いの必要な罪のためにささげる。ル^イ 7,1-10; 「償いのいけにえ」
「賠償の献げ物」「償過祭」 ἡ πλημμέλεια.

⑤祭司任職式での素祭(司祭の穀祭) millû’îm ル^イ 6,12-16; 「任職の献げ物」
「任職の献げ物」「叙任祭」 ἡ τελείωσις.

⑥酬恩祭 zebah (hašš’lāmîm) 神との交わりの食事 ル^イ 7,11-21; 「会食のいけにえ」
「和解の献げ物」「酬恩伴食祭」 ἡ θυσία τῆς σωτηρίου.

これらの機会には、②⑤を除き、いけにえとして雄羊(’ayil) が用いられることがあった。①についてはル^イ 9,2, ④についてはル^イ 5,15 以下と 19,21 以下, ⑥についてはル^イ 9,4; 9,18; 9,19 に用例がある。③のうち贖罪日に関してはル^イ 16,3 および 16,5 に用例がある(ただしこれらは罪祭ではなく, ①の燔祭である)。また過越祭で雄羊(’ayil) が用いられた用例としては民数 28,19; 28,20 が挙がるが、これも③の罪祭ではなく①の燔祭である。他に小羊(kebeś) もあるが、こちらはル^イ 4,32 では雌羊(kibśâ)に限られる。

イザヤ 53,7 に用いられている *rāhēl* は他にあまり用例がないが、普通『イザヤ書』第 52-53 章に載る「主の僕」は「過越祭のために屠られる小羊」に準えられる。ただイザヤ 53,10 には *'āšām*, つまり上表では④の「償いのいけにえ」「賠償の献げ物」「償過祭」に相当する語彙が用いられており、上掲した「愆祭」としての小羊の像が浮かび上がる。上述のように、通常④のいけにえとしては、(若い) 雄羊が捧げられることになっていた (レヴィ 5,15 ; 5,18 ; 5,25)。詳しく見ると、語彙としての *'āšām* は、その用例をレヴィ 5,14-19, レヴィ 5,25-26, レヴィ 7,1-7, レヴィ 7,19 ; 7,21 に見出す。イザヤ 53,7 に載る「屠り場に引かれる小羊」(*še(h)*) も、この愆祭の際に屠られる小羊を指すものであろう。もっとも、この「愆祭」としての償いの献げ物は J 資料, E 資料, 申命記資料には知られず、より古期のユダヤ教文献にも知られていない。したがって、過越祭の制定の記述において屠られる小羊としては出エジプト 12,3 以下に *še(h)* の語彙が用いられているものの、この語彙を『イザヤ書』にも読み込み、この「主の僕」のくだりに「過越祭の小羊」を読むことも可能ではある。ともあれ、第 2 イザヤにおいて、この *'āšām* 「償いのいけにえ」の語が用いられている事実は、後に見るように、ひとまず「第 1 ヨハネ書簡」ないしパウロによるキリスト理解の方向性との対照性を感じさせる。つまり、「贖罪日」の主目的が「贖い」なのに対し、第 2 イザヤでは代理的「償い」(「代償」という意識が前面に現れていると言える。

愆祭については次のような説明がある。「この献げ物は、神もしくは人に対し、量計が可能であり償いによって覆われうる罪に限定されていたようである。通常、この「償いの献げ物」にされるのは小羊であり、その血と脂身が祭壇に、皮と肉は祭司たちに供された。罪は祭壇において償われるのではなく、害を被った者への償いによって贖われるのであるから、祭壇の角への血の振り撒きは行われなかったものと思われる。主の僕は、民の罪の贖いのために自らを捧げ、彼らのための贖いとして自らを供した」(*BDB79-80*)。つまりこの「愆祭」として捧げられる犠牲獣は、そもそも賠償を成立させるための償いであるため、獣そのものを屠って血を搾り取ったりする儀礼は伴わなかった、とされるわけである。この「愆祭」とは、あくまで人間の側から奉納されるいけにえであることに注意したい。

III

一方、『ヨハネ福音書』 1,29 における洗礼者ヨハネによるイエスへの呼称は「見よ、世の罪を取り除く神の小羊だ」であるが、この句は、上述のように『イザヤ書』 53,6-8 において、「主の僕」が「屠り場に引かれる小羊」に譬えられていることへの関連づ

けを得る (フランシスコ会聖書研究所²1989:51)。もっとも、ヨハネ1,29での呼称は「世の罪を取り除く」(«ὁ αἴρων τὴν ἀμαρτίαν τοῦ κόσμου»), 「神の小羊」である。かくしてイエスは、洗礼者ヨハネにとって当初より「神の小羊」、つまり神によって遣わされた小羊なのであるが、その小羊とは「世の罪」を取り除く存在である。この際、上記の③のヘブライ語名 *hattā't* が、そもそも「罪を犯す」という動词语根 *ḥatā'* より派生する名詞であることが想起されよう。するとイエスは『ヨハネ福音書』にあって、洗礼者ヨハネにより、第2イザヤに記された原型を逸脱し、すでに新たな意味を賦与されているということが明らかとなる。つまり「主の僕」から「神の小羊」へと移行する際、いけにえとしてのイエスの意味合いは、④「愆祭」から③「罪祭」へと移行しているのではないかとひとまず想定されるのである。

IV

さて、上で「贖罪の日」について言及した。新約聖書に目を転じると、『ヨハネによる第1書簡』第2章には次のような一節があり、そこにはこの「贖罪」と関連する記述が認められる。

「わが子たちよ、これらの事柄を、あなた方に宛ててわたしが書き記すのは、あなたが罪を犯さないようになるためである。そしてもし誰かが罪を犯したとしても、われわれは父への慰め主 (παράκλητος) を持っている。それは正しき方、イエス・キリストである。この方はわれわれの罪のための「贖いの献げ物」(ἱλασμός) であり、われわれのというだけではなく、世全体のための献げ物である。そしてわれわれは、もしイエス・キリストの掟 (ἐντολαί) を守るならば、そのことにおいて、われわれがイエス・キリストを知っているということを認識する。〈わたしはイエス・キリストを知っている〉と言いながら、彼の掟を守らない者は、嘘つきである。その人のうちに真理はない。しかし彼の言葉を守る者は、その人のうちに、神の愛が真に充ち溢れている (τετελείωται)。このことにおいて、われわれはイエス・キリストのうちにいるということを認識する。〈自分はイエス・キリストのうちに留まっている (μένειν) 〉という者は、彼が歩んだのとちょうど同じように、その人自身も歩まねばならない」(1ヨハネ2,1-6)。

この一節には、ἱλασμός「贖いの献げ物」という語彙が認められる。これと同じ語彙は、同書簡第4章(4,10)にも用いられている。

「愛する者たちよ、互いに愛し合おう。なぜなら、愛は神から来るものであり、愛する者はすべて、神から生まれ、神を認識するからである。愛することのない者は神

を認識しない。なぜなら神は愛だからである。神が自らのひとり子によってわれわれが生きるようにするために世に遣わした、ということのうちに、われわれにとって神の愛が顕れた。われわれが先に神を愛したのではなく、神がわれわれを愛し、その御子を、われわれの罪のための贖いの献げ物 (ἱλασμός) として遣した、ということのうちに愛がある」(1ヨハネ4,7-10)。

先に引用した同書簡の第2章とあわせ、これら2か所において用いられている ἱλασμός「贖いの献げ物」という語彙は、旧約聖書ギリシア語訳文中では、レヴィ25,9「贖罪日」；民数5,8「贖罪の雄羊」；エゼキエル44,27「贖罪の献げ物」；2マカベア3,33「贖いの献げ物」などに用いられている。特に『レヴィ記』25,9に見出される「贖いの日」＝「贖罪日」(τῆ ἡμέρα τοῦ ἱλασμοῦ) に相当する原語ヘブライ語は *yôm hakkippurím* であり、そこには『レヴィ記』第17章で次のように語られる「祭壇に注ぎかけられた血による贖い」と通底する神学が認められる。

「生けるものの生命は血の中にある。わたしがあなた方に血を与えたのは、祭壇の上で、あなた方の生命のために贖いを行うためだからである。なぜなら血が、その中の生命によって贖いをするからである」(レヴィ17,11)。

上に引用した文中、「贖い」(＝「贖うこと」；*kappēr*<*kipper*「贖う・償う」の不定詞形) という動詞語根より成る語彙が2か所に現れる。この動詞は通常ピエル態(*kipper*)のみで用いるが、上に引いた一節は、「血を飲むな」という禁令(レヴィ17,10-16)の根拠を提示する箇所となっている。この禁令は、新約聖書中『使徒行録』にも生きている(使徒15,20；15,29)。

「偶像に捧げられたもの(レヴィ17,8)、血(レヴィ17,10)、絞め殺した犠牲獣(レヴィ17,13)、そして不品行(レヴィ18,6)、これらを避けよ」(使徒15,29)。

これはエルサレムの初代司教ヤコブ(「イエスの兄弟」で『ヤコブの書簡』の著者、62年に殉教；使徒12,2に載る、ゼベダイの子でヨハネの兄弟・44年に殉教したヤコブとは別人)による「エルサレム使徒会議」(48/49)における発言に基づく規定であるが(使徒15,13)、これは原始キリスト教共同体における共通の約束事項と理解できる。紀元後48年ないし49年に開かれたと思われるこの「エルサレム使徒会議」(使徒行録15章)は、拙見によれば、東方典礼教会に伝わる『メノロギオン』を根拠として、おそらく聖母マリアの逝去の際に、エルサレムに再集合した使徒たちによって開催されたと思われる(秋山2007:9)。この会議での決議事項は、上掲のようにユダヤ教の律法事項、ないし『レヴィ記』の規定を多分に残したものであった。

この禁令は、レヴィ記の17章8節以下18章6節までを典拠とするほか、創世記9,4

およびレヴィ記 3,17 を典拠個所としていると言って差し支えなく、「血を飲むな」という禁令が特に印象に残る。このような「血を飲むな」という禁令は、元来、神の専管領域である生命体の生命をめぐって、人間が意図的に操作を加えようとすることに對する禁令、と解してまず誤りはないであろう。ただここには、一步進めて、生命体の「血」とは、もとより神がこれを贖うために存在するものであり、神が贖うためにこそ生命体・生物が生かされている、とする神学をも読み取ることができる。人間とは、常に神によって贖われることを必須とする生物なのである。

これに對して、『ヨハネによる第 1 書簡』には、*ἱλασμός*「贖いの献げ物」としてイエス・キリストが到来したことの、無比なる意味を強調するくだりが認められた。これは、前節までの考察の結果、「愆祭」ではなく「罪祭」の方に関わる語彙であった。罪祭、すなわち「贖罪の献げ物」とは、神がその血を用いて民の血の贖いをすることができるように、その具として民が献げる供え物である。であるから、ヨハネがイエスのことを「われわれ、いな世全体のための贖いの献げ物である」とする際、イエスは神からの恵みとして位置づけられているということが明らかとなる。「第 2 イザヤ」における「主の僕」は、自らを「民の罪を償うためのいけにえ」「愆祭」として捧げたが、これは「民」の側からの必然的な姿勢であった。民の側から神に向かう「仲保者」としてのアプローチである。それに対し、ちょうど「贖う」という動詞が、神の側から無償の愛をもって咎ある民を「買い戻す」という方向性を採るのと同様（雨宮 1989: 234）、「贖いの捧げ物」とは、旧約の次元にあっては、その犠牲獣の血が流されることにより、その血が民の咎を「贖う」「罪祭」としての意味を有していた。したがってイエス・キリストの到来は、この「罪祭」を一度限りで成就する出来事としての意味を持つものだったのである。かくしてⅢ節で掲げておいたわれわれの仮説は、ひとまず立証されたことになる。

V

さて、「贖罪日」はヘブライ語で *yôm hakkippurím* であるが、この「贖罪の日」に関する規定は、『レヴィ記』16 章、すなわち「神聖法典」（レヴィ 17-26）の直前の部分に記されている。レヴィ 23,27 には「第 7 の月の 10 日は贖罪日である」（他にレヴィ 23,28 ; 25,9）と記されているが、月の名は順に 1 ニサン 2 イヤル 3 シヴァン 4 タンムズ 5 アブ 6 エルル 7 ティシュリ 8 マルシェシュヴァン 9 キスレウ 10 テベト 11 セバト 12 アダル であり、ティシュリの 10 日が「贖罪の日」に当たる。ちなみにニサンの 15 日～21 日が「過越祭」である（吉

見 1997). ニサンが太陽暦では 3 月末から 4 月初めであるから、ティシュリ月の贖罪の日は 9 月末から 10 月初めということになる。『エルサレム聖書』の注釈によれば、この贖罪日の大祭は、捕囚期以前の文献には全く関連する言及が残っていないことから、事実上捕囚期以前に遡ることはあり得ないとされる (Filippi⁶2014 : 243)。上にも触れたが、この贖罪日におけるいけにえのための獣は、主として雄牛もしくは雄山羊であり、祭司すなわちアアロンのための献げ物は雄牛 (レヰ 16,6-14)、一方民の贖罪のために用いられる献げ物は雄山羊 (レヰ 16,15-16) である。

この贖罪日についての要点は、「祭司自身にも不可欠な、年に一度の贖い」と、「全イスラエルの罪を背負ってアザゼルの犠牲になる山羊」の 2 点であるとされる (浅見 1977 : 89)。アザゼル (‘āzā’zēl) についてはレヰ 16,8 ; 16,10 ; 16,26 に挙がるが、これはヘブライ語の上で理解するなら「神の力」の意味だと推定され、「荒野の鬼神」(フランシスコ会聖書研究所 1959 : 99) を意味すると思われるが、このアザゼルのために山羊が放たれ、犠牲にされるという儀式が述べられる。転じて、アザゼルは「完全なる罪の除去」を意味する名詞となる。

VI

ところで、新約聖書『ヘブライ人への書簡』には、この「贖罪日」に関する卓抜なキリスト論が展開されている。本稿は基本的にヨハネの現在終末論に基づくが、ここで『ヘブライ書』の神学を参照しておきたい。まず『ヘブライ書』第 9 章の規定は、年に一度の償罪祭 (レヰ 16,2-34)、すなわち「贖いの日」に関連するものである (フランシスコ会聖書研究所 1975 : 151)。贖いの日には小羊が燔祭として捧げられることについては、レヰ記 16,3 (および 16,5) に指示がある。

b^epar ben-bāqār l^hattā’t w^e’ayil l^e’ōlā.

「牛の子の雄を罪祭に、また雄羊を燔祭に (せよ)」(レヰ 16,3)。

このような「罪祭」と「燔祭」の対置に関しては、このレヰ 16,3 を下敷きにした『詩篇』(40,7) からの引用が、同じ『ヘブライ書』の 10,6 に認められる。『詩篇』40,7 は次のように記されている。

zebah ūminhā lō’-hāpaštā ’oznayim kārītā lī ’ōlā wahātā’ā lō’ šā’āl’tā.

「酬恩祭や素祭をあなた (主) は喜ばない。あなたはわたしのために、両耳をよく通じるようにした。あなた (主) は燔祭や罪祭を要求することはない」。

ここには、先に挙げたレヰ 16,3 に載る 6 種類のいけにえのうち、⑥酬恩祭 zebah, ②素祭 minhā, そして①燔祭 ’ōlā, ③罪祭 hattā’t がこの順で登場する。ただし

その中間に位置する「あなたはわたしのために、両耳をよく通じるようにした」の部分について、旧約聖書ギリシア語訳のうちB・S・A写本はそろってこれを

σῶμα δὲ κατηρτίσω μοι.

「あなたはわたしのために体を備えた」

と訳している。「耳」から「体」に移り変わった理由が、意味を積したためか、写本のテキストが異なるためか、等は定かではないが、ともかく『ヘブライ書』の著者はこちらの「体」の版で引用している。こうして、動物によるいけにえに代えて人間の体が用いられる、という理解が成立する基盤ができあがった。

『ヘブライ書』の著者は(ヘブライ 9,1-14)、大祭司が年に一度、いけにえの血をもって至聖所で執行する贖いを、永遠の大祭司キリストが聖金曜日にただ一度、自らの血をもって十字架上で行った完全な贖いに譬える。贖いの日における最も重要な儀式は、「贖いの座」の上と前に血を振りかけることである(ヘブライ 9,14-15)。新約にあっては、十字架上で血を流したキリストの聖なる体が、神の地上における玉座となり、万人のための贖いの場となる。旧約における贖いの座は幕に隠れているが(ヘブライ 9,8 ; 10,19-20)、キリストの十字架は万人の前に立つ(フランシスコ会聖書研究所 1959 : 97)。

小羊の血の塗布(出エジプト 12,7)にせよ、罪祭における犠牲獣の血の散布(レヴィ 16,14-15 ほか)にせよ、これらは「血がその中の生命によって贖いをする」(レヴィ 17,11)という規定どおり、人に対する贖いを犠牲獣の屠りとその血の散布で代えるという原理に基づいている。『ヘブライ書』の著者が「雄牛や雄山羊の血は、罪を取り除くことはできない」(ヘブライ 10,4)と指摘するのは、旧約の原理の不完全性を指摘したものに他ならない。ただ『ヘブライ書』には「小羊」(ないし「雄羊」)に関する(引用以外の)直接の言及は見られず、『ヘブライ書』の著者がレヴィ 16,3 を背景に記していることは明白であるものの、イエスを「小羊」と同定するヨハネ文書系の神学とはひとまず無縁であるとして差し支えないだろう。

VII

では次にパウロ書簡(『ガラテヤ書』『第2コリント書』『ローマ書』)を参照しておこう。パウロはまず『ガラテヤ書』第3章において次のように記している。

「キリストはわれわれを、律法の呪いから贖い出したが、その際、彼自身がわれわれのために呪いとなった。なぜなら木に懸けられた者はすべて、呪われた者だからである>(申命 21,23)と記されているからである。これは、アブラハムへの祝福(創世 12,3 LXX)が、キリスト・イエスのうちに諸国民に及ぶように、われわれが信仰を

通じ、霊の約束を獲得するためである」(ガラテヤ3,13-14)。

まず、この一節の前提となっている「木に懸けられた死体」については、『申命記』21,22-23に記載がある。

“w^ekî-yihye(h) b^e’iš hēṭ’ mišpaṭ-māweṭ w^ehūmāt w^etālîṭā ’ōṭô ’al-’ēṣ. 23) lō’ tālîn niblātô ’al-hā’ēṣ kî-qābôr tiqb^erennû bayyôm hahû’ kî qillat ’ēlōhîm tālûy w^elō’ ’ammē’ ’et-’admāt^ekā ’āšer ’adōnay ’elheykā nōṭēn l^ekā nahālâ” (申命 21,22-23)。

「なぜなら人に罪があり、裁きにより死に値して、殺され(※ホフアル態)、あなたが彼を木に懸けたとしよう。彼の亡骸が木の上に懸かったままであってはならず、その亡骸はその日のうちに必ず埋葬されねばならない。木に懸けられた者は、神に呪われた者だからである。主なるあなたの神があなたに嗣業として与えたあなたの土地を、穢すことがあってはならない」。

ここで語釈を与えておくと“q^elālâ”[「呪い」](kî qillat ’ēlōhîm tālûy 中に現れる語彙)に関して、ここに現れる qillat は q^elālâ の連語形であり、’ēlōhîm と合して「神に呪われた者」となる。一方 tālûy は tālâ「木に懸ける」の受動分詞独立形であり、「木に懸けられた者は神に呪われた者だからである」の意となる。

この箇所、すなわち「木に懸けられた者は、神に呪われた者である」という一節は、上掲のようにパウロによる『ガラテヤ書』第3章に引用されているほか、『ヨハネ福音書』第19章において、十字架に懸けられ刑死したイエスの亡骸を、その日のうちに取り降ろすべくピラトと交渉するユダヤ人たちの姿が描かれる際に前提とされている。『ヨハネ福音書』の記述を見よう。

「さてユダヤ人たちは、その日が準備の日であり、安息日に亡骸が十字架上に遺っていないようにする目的で(その安息日はシャブバト・ハ・ガドール【過越祭の初日と安息日が重なる場合の安息日；Gal 2008:329】であった)、ピラトに対し、被刑者たちの亡骸を取り降ろし、運び出したいと願い出た」(ヨハネ 19,31)。

したがってイエスの十字架上での刑死は金曜日のこととなり、翌土曜日すなわち「シャブバト・ハ・ガドール」(“ἡν γὰρ μεγάλη ἡ ἡμέρα ἐκείνου τοῦ σαββάτου” : ヨハネ 19,31)をはさんで、翌日曜日にイエスが復活した、ということになる。ブリンツラーらの歴史的研究により、イエスの磔刑死の日付は、紀元後30年4月7日(金)であったことが判明している。過越祭自体はニサンの月の15~21日に行われ、14日、すなわち過越祭の「準備の日」が『ヨハネ福音書』の計日におけるイエスの磔刑死、ということになる(ブリンツラー 1988)。

拙見では、パウロの『ガラテヤ書』第3章(3,13)は、ヨハネ福音書におけるこの箇

所を前提にして、あるいはイエスの磔刑に関する史実をめぐる理解を基に、記されたものであろうと考えている。ガラテヤ書の成立年代について、筆者はこれをパウロのエフェソスでの投獄体験の後と推測している。筆者は、パウロがこの『ガラテヤ書』ならびに『第2コリント書』そして『ローマ書』執筆に先立ち、エフェソスに拠点を置いていた使徒ヨハネの共同体と邂逅した、という仮説を立てている (AKIYAMA 2020【forthcoming】)。そして筆者の推定に基づけば、『ガラテヤ書』『第2コリント書』『ローマ書』3作は、この順序で執筆されたと思われる。

VIII

一方『第2コリント書』第5章において、パウロは次のように述べている。

「神は罪を知らない者キリストを、われわれのために<罪>とした、それはわれわれが、キリストにおいて神の義となるためである」(2コリント5,21)。

この一節における<罪>とは、「罪のための償いの献げ物」つまり④の「愆祭」を表す、と考えるのが適当だとする見解がある (フランシスコ会聖書研究所 1977 : 201)。これに対して筆者は、上での<罪>とは「罪祭」ḥattā't (動詞 ḥatā' 「罪を犯す」の派生名詞) の訳語に他ならないと考える。つまり、パウロはこの「罪祭」の献げ物と化したキリストに、そのものずばり「罪」(«ἀμαρτία») という語彙をあてはめ、イエスの罪のなさとのコントラストを鮮やかに描き出したものと理解したい。従ってこのいけにえは③「罪祭」に分類されるべきものであり、④の「愆祭」ではない、と考えられる。この「愆祭」に関して *BDB* は、上掲のように「血の注ぎは行われなかった」と理解する (*BDB* 79-80)。本稿の解釈に従うなら、④であるが故に血の注ぎが行われなかった、とは理解できなくなるものの、キリストによる自らの奉献は、それ自体が生命の奉献を伴うものであるだけに、血の注ぎを伴う③の条件を満たすものと考えられる。

ちなみに、十字架上のキリストの脇腹から溢れる血と水 (ヨハネ19,34) は、キリストの死後の事象でもあり (ヨハネ19,33)、復活後の霊すなわち聖霊であって、祭司により屠られ注がれるいけにえの血とは次元を異にすると考えたい。したがって筆者は、イザヤ52,15をめぐり「そのように彼は多くの国に清めの注ぎがけをした」と訳すフランシスコ会聖書研究所訳 (フランシスコ会聖書研究所 2000 : 420-421) に対し、当該動詞の根字解釈に関しては賛意を表すものの、根本的に異なる次元の神学に立っている。

IX

このように、パウロはまず『ガラテヤ書』においてイエスの磔刑死に関する計日を

めぐり、ヨハネと一致する見方を明らかにする一方、『第2コリント書』においてイエスを「罪祭」hattā'īとして捉える見解を明らかにした。これに続き、『ローマ書』第3章においてパウロは、イエス・キリストを ἱλαστήριον すなわち「贖いの座」と見なす見解を公にしている。

「神はキリスト・イエスを、贖いの座と定めた。それはキリスト・イエスの血における信仰に報いるため、そして、これまでの人々による罪の赦しを通じ、自らの義を示すためである。神はこれまで忍耐してきたが、いまこの時機において、自らの義を示すため、イエスの信仰に拠って立つ者を、義化する者となった」(ローマ3,25-26)。

この「贖いの座」ἱλαστήριονの原ヘブライ語語彙は、「贖う」という動詞の名詞形の一つ kappōret である。このヘブライ語語彙は、旧約の祭司文書において用いられる語彙であるが(レヴィ16,2; 16,13ほか)、*BDB*によれば、この「贖いの座」とは、2.5キュービット(約50cm×2.5=1m25cm)×1.5キュービット(約75cm)大の純金製の板であり、証しの櫃の最上部に置かれる。その上では1対の純金製ケルビムが互いに向き合い、このケルビムの翼は拵げられてこの座の上で交差し、全能の神の玉座を構成する。「贖いの日」(上掲の yôm hakkippurīm)に、大祭司は至聖所に入り、この贖いの座の最上部が香の煙で覆われるようにする義務がある(レヴィ16,12-13)。その後、罪の償いのための贖いの献げ物の血が、この座の前方で7度振り撒かれる(レヴィ16,14; 以上*BDB*498)。こうして「贖いの座」は「贖罪の日」に、大祭司によって「贖いの献げ物」が奉納されるための「場」として機能することになる。すなわちパウロはキリストを、『第2コリント書』においては「贖罪の日」における「罪祭」の献げ物と同定していたのから転じて、『ローマ書』ではこのように「贖いの座」と同定するに至ったと推測される。このレヴィ16,2に出る「贖いの座」は、ほかに出エジプト25,17以下、民数記7,89、歴代誌上28,11(「贖罪所」)に現れる。

『第2コリント書』においてパウロは、「罪祭」の献げ物、つまり「贖いの献げ物」としてのキリストに、「罪」(«ἀμαρτία»)という語彙をあてはめ、イエスの罪のなさ、人間の究極的な罪深さを、見事に対比させていた。これに対してヨハネは、キリストを「贖いの献げ物」と同定する点ではパウロと同様でも、そのための語彙として「贖いの献げ物」(«ἱλασμός»)そのものを用いていた。一方パウロの方は、「罪」そのものを指す語彙をまもなく放棄し、『ローマ書』では、キリストを「贖いの座」と同一視する見解に落ち着くことになる。

さて以上で、ヨハネが『第1ヨハネ書簡』において「贖いの献げ物」(«ἱλασμός»)という語彙を用いたこと背景にある神学的理解と、パウロが『第2コリント書簡』か

ら『ローマ人への書簡』へと発展展開させた「罪祭」から「贖いの座」へ、という理解との差違が明らかとなった。本稿では先に、パウロが『ガラテヤ書』において、<木に懸けられた者>（申命 21,23）をめぐる理解の際に、『ヨハネ福音書』の伝承に基づいたものと理解しておいた。このほかパウロは『第1コリント書』においても、イエスを「われわれの過越の小羊（パスカ）・キリストは屠られた」（1コリント 5,7）と記していて、これは『ヨハネ福音書』における計日に基づく理解だと思われる（秋山 2017b: 83-86）。本稿では、『第2コリント書』と『ローマ書』の執筆年代に関する先後関係について、おそらくパウロは、エフェソ滞在後の最初期、すなわち 57 年頃にマケドニアより『第2コリント書簡』を、そしてその後、57 年から 58 年にかけての冬の時期にコリントより『ローマ書』を書き記したのであろう、と推定しておく（AKIYAMA 2020）。ただパウロは、以上のような経緯の最終的な到達点である『ローマ書』において、「贖いの座」*ἱλαστήριον* という語彙と概念を採用するに至った。これはパウロが、最後までユダヤ教神殿における犠牲儀礼の枠で思考していたことを裏づける語彙使用法であると言えるだろう。この点において、宗教施設以外の場での聖書講読の意義と可能性を探りたい本稿に対し、パウロが寄与する部分は大きくないとせざるを得ない。

X

さて、ヨハネ共同体との関わりにおいて注目したい古代教会史上の現象に、いわゆる「14 日派」の活動がある。14 日派とは、キリストの復活のための寿ぎを、ユダヤ教において生贄の小羊が屠られるのと同じ時刻（すなわちニサンの月の 14 日の夕暮れ；秋山 2017: 71-78）に行っていた、小アジアを拠点とするキリスト教の一派であるが、彼らは、使徒ヨハネの霊性の後継者であることを強く自称していたことが知られている。この「14 日派」は、ローマ教皇の名で示すならば、アネクトス（在位 155-166）の時代にその隆盛が確認されるものの（エウセビオス『教会史』5,24,16-17）、次いでヴィクトル I 世（在位 189-199）の決定により異端として断罪される（同『教会史』5,23,1-11）。したがって彼らは、2 世紀後半に至るまで（あるいは隠れたかたちではそれ以降にも及んで）、小アジアの教会を中心にかなり大きな勢力を維持していたことが知られる。

ユダヤ人たちによる小羊の屠殺と同じ時刻にイエスが磔刑死したことを思い起こしつつ、しかも彼ら 14 日派が、イエスの「復活」を寿ぐために、彼らの記念的儀礼を執り行っていたことには、深い神学的背景があったものと推測できる。彼らは、磔刑死したイエスの脇腹を一兵士が槍で突くや、すぐに「血と水」が流れ出た（ヨハネ 19,34）

という出来事について、神学的な観想を深めていた。この出来事は、『ヨハネ福音書』の著者だけが記録しているものであるが、絶命したイエスの肉体からの「血と水の流出」は、イエスの絶命後のことでもあり（ヨハネ 19,33）、三位一体なる神の三位を構成する「父と子と聖霊」のうち、神性の第3位格、すなわち「聖霊」の誕生を証言するものと理解される。「14日派」による儀礼が復活を寿ぐものであったことの意味は、聖霊の誕生を介するこのような理解において、初めて正当に評価することができよう。そして「十字架上のイエスの脇腹からの血と水の流出」に関する一節は、『ヨハネ福音書』の本文それ自体が、「①これを見た者が証ししており、②彼の証しは真実であって、③彼は、あなた方（読者）も信じるために自分が真実を語っているということを知っている」（ヨハネ 19,35）という、3つの *kai* を連ねつつ証言の段階を踏み、「あなた方」の「信」にまで至る階梯を踏まえた文体で記されている。すなわちこれは、この聖書箇所成立するであろう（あなた方の）「信」が、特別な価値を有する、すなわち読者自身の「復活」そのものとなる、というダイナミズムを秘めたものであることを暗に示しているのである。

『ヨハネ福音書』読者にもたらされるこの「復活」は、本稿で追究してきた『レヴィ記』17,11（「生けるものの生命は血の中にある。わたしがあなた方に血を与えたのは、祭壇の上で、あなた方の生命のために贖いを行うためだからである。なぜなら血が、その中の生命によって贖いをするからである」）に載る「生命のための血の贖いの不可欠性」と結びつけて考えることができる。『ヨハネ福音書』および『第1ヨハネ書簡』には、

「これらの事どもが記されたのは、あなたがたが＜イエスは神の子キリストである＞と信じ、信じることにより、彼の名においてあなた方が生命を得るようになるためである」（ヨハネ 20,31）

「わたしがあなた方にこれらの事どもを書き記したのは、あなた方が神の子の名を信じることで、永遠の生命を有しているのだということを知ってほしいからである」（1ヨハネ 5,13）。

といった箇所がある。これらにおいて「神の子の名」として意味されているのは、イエスの名が *yēšūa'* であり（cf. 衞マ 3,19）、これは *y'hôšua'* に等しく、*yāh+yāša'* 「神は救い」と分解できるという事実に他ならない（荒井 2001a:28）。ヨハネ文書の中には、これ以外にも「イエスの名」と「信」が関わる箇所として、

「子供たちよ、わたしがあなた方に書き記すのは、あなた方にあっては、彼イエスの名によって罪が赦されているからである」（1ヨハネ 2,12）

「彼イエスを受け入れた者たち、彼の名を信じる者たちには、神の子となる権能が与えられた」(ヨハネ1,12)

「彼に信を置く者は裁かれない。しかし彼に信を置かない者はすでに裁かれている。神のひとり子の名に信を置いていないからである」(ヨハネ3,18)
などを挙げることができよう。ただ「イエスの名を信じる」と言っても、彼を遣わしたその父の業のあり方を究めたい、という場合に、この十字架上のイエスをめぐって起きた出来事が証言となる(ヨハネ14,11)。

XI

十字架こそ救いの原点であるということに関連し、もう一点注目しておきたい。

『民数記』21,6-9には、神とモーセに不平を鳴らした民に対し、神が“炎に燃える蛇”(nāhās śārāp)を送ったため多くの民が死んだが、民がモーセのところにやって来て「われわれは罪を犯した。神に執り成し(pālal)をしてほしい」と申し出た、という記事がある。そこで神がモーセに“炎の蛇”(śārāp)を作って旗竿の上に掲げよ(śīm)。噛まれた者はすべて、その蛇を見上げるならば、生きる」と伝えたため、モーセが「青銅の蛇」(nēhās nēhōšet)を作って旗竿の上に据えた(wayśīmēhū)ところ、もし蛇が民を噛んだとしても、その「青銅の蛇」(nēhās hannēhōšet)を見上げることで、民は命を得た、と記されている(nēhās は nāhās の連語形)。

この箇所は『ヨハネ福音書』第3章に引用され、イエスはここで「ちょうどモーセが砂漠で蛇を挙げたように、人の子も挙げられねばならない。すべて、彼に信を置く者が、永遠の生命を得るためである」(ヨハネ3,14-15)と述べる。イエスによるこの発言に関しては、ちょうど砂漠の民が、青銅の蛇を見上げたならば即座に蛇の猛毒から癒されたのと同様、十字架上の自らの磔刑の図を見上げる者が、直ちに救いを得られねばならない、という暗黙の前提がある。

上掲した『民数記』の一節には癒しのメカニズムが潜んでいると思われるが、その一つに、ヘブライ語による「言葉遊び」の要因が隠されている。それは「蛇」(nāhās)と「青銅」(nēhōšet)両語の持つ、音の近似性である。なぜ「青銅製の蛇を見上げると癒される」のであろうか。

まず、上で「炎の蛇」と訳したが、nāhāsが「蛇」、śārāpは「火のように燃える(毒をもつ)蛇」の意である。そして神からモーセに伝えられた命は、こちらのśārāpの語だけを用いて行われたものであった。したがって「炎の蛇を作れ」との神の命は、蛇の像を作るに際し、「炎を(制作過程に)内在させてできる蛇」を作れ、という指令で

あったということになる。この指令が単なる「蛇」*nāhās* の語彙を用いて行われたものであったならば、この転義は不可能である。蛇を創造することは、人間には不可能な、ただ神にのみ可能な業だからである。つまりここでは、①当初「炎の蛇」と言われた際の「炎（を持つ）」とは、「炎のように燃える猛毒（を内在させた）」の意味であったのに対し、これが「炎を創造過程に収め取った」の意に転じられている。そして、このように「炎を創造過程に収め取った」との意味を、「金属を溶かして作られた」の意味に転じたモーセが、青銅を用い、これを溶かして「青銅の蛇」を作ったわけであるが、この際に②第 2 の転義が生じている。原語を引いたことで判明するように、「青銅の蛇」という表現はヘブライ語で *nḥās nḥōšet* となる。「青銅の蛇」を見上げる者は、精錬された「青銅」の製品を見上げることになり、すでにその行為は、蛇をめぐり神に抗って犯した罪を想起しつつ、青銅の中で行われた火を通じての精錬の業、すなわち神の創造行為に似たプロセスを「見上げる」ことになる。このプロセスには、蛇の持つ猛毒を、青銅を熔融することで（象徴的に）消し去るという意味も含まれよう。したがって言ってみれば、民は青銅の蛇を見上げることで、蛇に噛まれたという猛毒の傷の記憶・痕跡を、*nḥās-nḥōšet* という語彙上の言葉遊びのうちに「異化」する一方、毒の流動性をも青銅のうちに熱しかつ固着化させて無効なものとする、というプロセスを踏んでいることになる。これは、人体の生命レベルに触れる出来事を、「語彙」およびそこに含意される経緯を含む別の次元に移し替える行為であり、ここから翻って、「語彙」のレベルでの「異化」が、転じて生命の危険を回避するという「救い」をもたらすことになる。するとこの経緯は、「語彙」のレベルを「子」ないし「僕」と等置する、つまり「(神の) 御言葉を子とする」というステップと至近の次元にまで、すでに到達していることが理解されよう。そして実際、後世「子」すなわち「御言葉」という、三位一体論における第 2 位格が、人間の救いのために不可欠な仲介者として要請されることになる。蛇の持っている癒し難い毒性とは、人間自身の中に秘められている、自らには治療しがたい毒性に他ならない。このことが自覚されたとき、「人となった神の子の出現」が必然的に要請され「贖い」が成立する、ということが容易に理解されるだろう。

XII

ところで、本誌『古典古代学』第 10 号に載せた拙稿「小羊の過ぎ越し」(秋山 2017) では、小羊の血の塗布を、キリストの霊の人間体内への内在化と解した。ここで少しく再説するならば、筆者の見解は、「第 1 ヨハネ書簡」の中で、

「あなた方は聖なる方から塗布を受けており、あなた方は皆、そのことを知っている」(1ヨハネ2,21)

「あなた方に関しては、かの方から受けた塗布があなた方のうちに留まっているので、誰かがあなた方に教える必要はない。むしろかの方の塗布があなた方に対し、すべての事柄に関して教える。この塗布は真実であり偽りではない。この塗布があなた方に教えたとおりに、そのうちに留まるがよい」

という二つの節・計3箇所(1ヨハネ2,20に1度、2,27に2度)に用いられている「塗布」(χρίσμα)という語彙は、通常行われているような「教会での(堅信に通ずる)塗油」ではなく、『ヨハネ福音書』の読者による、自らの記憶への「小羊キリストの血」の塗布」という意味において理解されるべきである、というものである。

本稿では ἱλασμός「贖いの献げ物」という概念から考究を進めてきたが、その過程にあっては言うまでもなく、上述の「塗布」に関する拙見を継続させている。十字架の上に絶命したキリストの脇腹から迸る血と水を、「贖いの献げ物」としての父なる神からの恵みと解し、その光景を記憶に留めるとき、「ヨハネ文書」の読者には「血の贖い」が成立する。そして、同じ『第1ヨハネ書簡』第1節には次のようなくだりがある。

「もしわれわれが<われわれは罪を犯したことがない>と言うのであれば、われわれはその方を嘘つきにすることになる。その方のロゴスはわれわれのうちにはない」(1ヨハネ1,10)。

拙見によれば、ここで背景に置かれている一節こそ、レヴィ17,11(「生けるものの生命は血の中にある。わたしがあなた方に血を与えたのは、祭壇の上で、あなた方の生命のために贖いを行うためだからである。なぜなら血が、その中の生命によって贖いをするからである」)に他ならない。つまり人間という存在は元来、贖われるべき存在、すなわちもとより罪を犯す存在なのであって、神の側からの絶えざる「贖い」を通じてしか生きようがない。この事実は、旧約聖書テキストのうちに、もとよりこのような形で前提とされているのである。動植物が罪を犯すことはない。罪を犯すのはただ人間のみである。しかし、人間の生命は動植物の生命と比較して尊い、と言って差し支えない。したがって人間の生命は限りなく尊く、神は人間が「生きる」ことをこの上なく望む。そして人間が「生きる」ためには、常に神によって「贖われる」ことが不可欠だ、と語られているわけである。逆に表現すれば、人間とは、神が血を通じて「贖い」をするために生きる存在である、とも言える。人間とは贖われるべき存在なのだということを、これほどまでに明確に表現した箇所は、他に例を見ないであろう。

ここで述べられている「祭壇上での血による贖い」が、神殿などの宗教施設の外に

において、如何になされ得るか、というのが本稿で解決すべき問題だったわけであるが、上に述べた「塗布」(χρῖσμα)に関連して、冒頭に掲げたイザヤ 52,14 のテキストには、死海文書からのテキストを採用し、「わたしは、人としての彼の姿、人の子としての容姿に油を注いだ」と読んでおいたことに再度思いを馳せたい。言うまでもなく、ここでの「油の注ぎ」とは、磔刑に処せられたイエスの脇腹から迸る「血と水」(ヨハネ 19,34)、すなわち再生した神性としての聖霊の迸りを指す。したがって、旧稿からの理解を継続させ、「第 1 ヨハネ書簡」に見られる「聖なる方から受けた塗布」(1 ヨハネ 2,20 ; 2,27)とは、この聖霊発出の瞬間を、おのが記憶に繰り返し留めることである、と解したい。

XIII

ここで、第 2 イザヤ第 52-53 章に語られる「主の僕」のテキストを通じ、『民数記』を勘案しつつ、十字架上のイエスを観想することで行われるであろうプロセスを明らかにしてみよう。

- 1) 蛇の持つ猛毒は、ちょうど人間に巣食う罪毒に相当する。「罪を犯しても、恵みとしての<贖いの献げ物>である十字架上のイエス像を観想する」ならば、ちょうど青銅の蛇を見上げることによって猛毒が固着して力を失ったのと同様に、聖霊の迸りが罪毒を覆い尽くして消し去り、人間の血が贖われることになる、
- 2) この際、蛇を鑄造した際の熱は、聖霊の持つ熱に対応するものであろう。
- 3) そして、人間の生命を根底から滅ぼす劇毒を圧服すべく、人間の内奥の深奥から生命性(聖霊)が溢れる必要があるが、このことを述べているのが、同じく「第 2 イザヤ」の一部を成すイザヤ 43,21 だと理解したい。以下、この間の経緯を述べることにしよう。

「第 2 イザヤ」43,21 には、「わたしはこの民をわたしのために創った。彼らはわたしへの讚美 (tʰillāṭī) を語るであろう」という一節があるが、この箇所は『ヨハネ福音書』7,38 : 「書に記されているように、*<<わたしを信ずる者は、その人の内側から、活ける水の河が流れ出すであろう>>*」の典拠になっていると考えられる(秋山 2020 [予定])。この一節の直後には「これは、イエスを信ずる者たちが受け取ることになる「霊」について語ったものである」とあり、この「霊」が「聖霊」に他ならないことを指し示している。このヨハネ 7,38 の背景には、先に挙げたヨハネ 19,34 が置かれるわけであるが、先のイザヤ 43,21 がヨハネ 7,38 の典拠であるという説は、筆者による独自の見解であり、筆者以外の研究者の論文の中に、この説の裏づけを求めることはできない。もっとも、もしこの仮説が正しいとすれば、(神への)「讚美」(tʰillāṭī)、そしてそのギリシア語

訳旧約聖書における訳語「徳」(ἀρεταί)が、ちょうど十字架上で磔刑死したイエスの脇腹から迸り出た「血と水」と同じように、人間の内奥より自ずから発露する「河」として溢れ出る、という状況を思い描くことができるだろう。本稿は、イエスの脇腹から迸り出る血と水、すなわち聖霊が、十字架を見上げる者の体内にも「贖いの具」となって循環し、人間の贖いが行われ得る、という主張に立つものであるが、十字架を見上げる者から「讚美」ないし「徳」が流れ出すならば、そのあり方は、この「贖い」が成立していることの傍証として有効なのではないだろうか。

XIV

では、本稿冒頭に掲げた「主の僕の歌」、特にその冒頭部(第52章末尾)に立ち戻ることにしよう。14節には、yazze(h)という語彙が用いられている。これは動詞 nāzā「逆る」のヒフイル態(使役)・未完了の3人称単数形であり、おそらく「逆らせる」から「撒く」という訳語が当てはまるであろうと本稿では推測している。ここから展開される訳文(「彼は多くの民を自らの上に撒く」)および神学については、旧稿で既に公にした(秋山2019)。その解釈をここに再説するならば、挙げられた「僕」、つまり十字架上のイエスに眼差しを注ぐ者は、イエスの脇腹からほとぼしる「血と水」すなわち聖霊と自らを一致させ、聖霊の受肉した共同体=民となって、その数を増す。すなわち「挙げられた者」に対し(直接・間接を問わず)「眼差しを注ぐことによる民の救い」が成立する。この状況こそ「彼(=僕)は多くの民を自らの上に撒く」(イザヤ52,15)と表現されるものではないか、というのがその概要である。

この際、前提として了解されているのは、「救われる民」の生命が、贖われたその民の「血」のうちに見出される、というイザヤ17,11の基本テーゼである(雨宮1989:152-160)。この際の「贖い」とは、旧来の犠牲獣に代わり、「神の小羊」たる「贖いの献げ物」として父により遣わされたイエスが、絶命後にその脇腹より逆らせる血と水によって、自らの像を見上げる民を救う、というプロセスにより成立するものであった。

もちろんその一方で、「人の子の肉を食し、彼の血を飲まなければ、あなた方は自らのうちに生命を持たない」(ヨハネ6,53)と喝破されているように、直接的なかたちでの「贖い」は、体内摂取による「血の代替」をもってしか成立しえないであろう。しかしそのような「血の代替」のシステムを完備するためには、聖体祭儀を成立させる上での種々の装置(教会組織等)が必須となるであろう。この方法に拠ることのない「贖い」の可能性を問うてきたのが本稿であった。本稿では、「肉を食し、血を飲む」という直接的な体験に代え、「十字架を見上げる」行為をもって、見る者の中の生命、すな

わち血が「贖われる」体験に代えられ得ないかを探ってきたわけである。この場合の「血を贖う」プロセスを支える典拠として、筆者は「彼（＝僕）は多くの民を自らの上に撒く」という「第2イザヤ」の表現を挙げておきたい。つまり本稿によれば、この場合の「撒く」とは「見られることにより贖う」と同義なのである。「撒く」を「贖う」の意味とするこの解釈に立つならば、先に「主の僕」から「神の小羊」へと移行する際、いけにえとしてのイエスの意味が「愆祭」から「罪祭」へと移行しているのではないか、としておいたものの、旧約の「主の僕の歌」にあってすでに、僕は「罪祭」、すなわち「贖いのいけにえ」と化している、との理解を得ることもできるだろう。

XV

聖書研究そのものによる「血の贖い」の可能性を探りつつ展開してきた本稿であったが、「肉を食し、血を飲む」という教会での秘跡的行為に比して、「十字架を見上げる」行為だけでは「血の贖い」の上で如何とも無力である、との印象を拭い得ないかもしれない。そこで「血の贖い」を側面から補完する手段として、本稿では「祈り」の方法を修正のうえで附随させることを試みたい。それは、ビザンティン典礼教会に伝統的に伝わる「心の祈り」（もしくは「イエスの祈り」；Sjögren 2003 : 25）である。

「心の祈り」もしくは「イエスの祈り」とは、一般的には

「わが主イエス・キリスト、神の御ひとり子よ、罪びとなるわれを憐れみたまえ」というフレーズで人口に膾炙している祈祷である（秋山 2010 : 128）。この比較的短い祈祷句を、自らの呼吸行為、さらには自らの心臓の鼓動に合わせ、一日に何千回・何万回と繰り返すことにより、眼前に天上界が開ける、といったプロセスは、グレゴリオス・パラマス（1296－1359）を中心とする14世紀ビザンティンの神秘思想家たちが練り上げた祈りの神学の枢要である。

本稿では、祈りの文言と解釈とを若干修正してみることを試みたい。まず、この祈祷句の原型となっているのは、「われを憐れみたまえ」（“ἐλέησόν με”；マタイ 15,22；マルコ 10,47. cf. ルカ 17,13:“ἐλέησον ἡμᾶς”）という、「憐れみ」を表現する動詞を基本とした句であろう。しかしながら、神殿に昇ったファリサイ派の人と徴税人のくだりを活写した『ルカ福音書』第18章には、「罪びとのわたくしを贖いたまえ」と訳しうる一節がある（ルカ 18,13：“ἰλάσθητί μοι τῶ ἁμαρτωλῶ”）。この『ルカ福音書』の一節では動詞 ἰλάσκεσθαι（「贖う」）が用いられていて（他にヘブライ 2,17も同様）、この動詞は、本稿で考究してきた「贖いの献げ物」ἰλασμόςや「贖いの座」ἰλαστήριονなどと語根を同じくする。したがってこの祈祷句に対し、『ルカ福音書』を典拠に定めるのであれば（ち

なみに「罪人なるわれを」の句はこの箇所にもみ見られる),「憐れみたまえ」よりもむしろ「贖いたまえ」が適訳といえるであろう。そして「贖い」が「血」と直結することを勘案するならば,この祈りを自らの心臓の鼓動に合わせてつづり返し唱えるという行為は,十字架上で自らの脇腹から血と水とを逆らせるイエス像をめぐる観想がそこに介在する場合,常なる贖いの実現に向けて,大いに実効性を伴う懇願と化するのではないだろうか。

結.

「ヨハネ第1書簡」には次のような一節があった。「<自分はイエス・キリストのうちに留まっている(μένειν)>という者は,彼が歩んだのとちょうど同じように,その人自身も歩まねばならない」(1ヨハネ2,6)。この一節の中の「留まる」とは,イエスが辿った「贖いの献げ物」としての奉獻的生に,自らも身を献げるということに他ならない。同じ「第1ヨハネ書簡」第2章には,禁令の意を込めた次のような一節がある。

「すべて世にあるもの,肉への欲,目の欲,生の傲り,これらはいずれも父から来るものではなく,世から来るものである。世は過ぎ去り,世の欲も過ぎ去る。だが神の意向を行なう者は永遠に留まる(μένει)」(1ヨハネ2,16-17)。

贖罪の献げ物自体は,神がその血を用いて民の血の贖いをするように,その具として民が献げる供え物であった。「人が献げる犠牲としては,神のものを用いる」という表現を用いても差し支えない(雨宮1989:160)。イエス自身は,第2イザヤの「主の僕」に従い,自ら「愆祭」として身を捧げたと理解されようが,ヨハネはこのプロセスを再解釈し,イエスを「罪祭」として神が備えた「神の小羊」とであると位置づけたのであった。このことに気づくとき,われわれは十字架の観想によって,聖書研究の場において「贖い」の体験を獲得することができると思いたい。そしてこの境地に至るための必要条件としては,ヨハネ書簡に記されていたように「神の意向を行なう者は永遠に留まる(μένει)」という勧告に従うことを,まずもって選び取ることが必須であろう。それは,自ら「贖いの具」となることを意味する道に他なるまい。

【参考文献】

Akiyama, Manabu 2020 (forthcoming) “Possibilità dell’incontro di San Paolo apostolo con la comunità di San Giovanni apostolo” *Studies in Language and Literature: Language* 77.

Aland, Barbara et al. (edd.)²⁷1993 *Novum Testamentum Graece* (Nestle-Aland). Stuttgart: Deutsche Bibelgesellschaft.

- Brown, Francis et al. (edd.) 1906 *Hebrew and English Lexicon of the Old Testament (BDB)*. Oxford: Oxford University Press.
- Elliger, Karl et al. (edd.) ⁴1990 *Biblia Hebraica Stuttgartensia (BHS)*. Stuttgart: Deutsche Bibelgesellschaft.
- Filippi, Alfio (direzione editoriale). ⁶2014 *La Bibbia di Gerusalemme*, Bologna: Centro editoriale dehoniano.
- Gál, Ferenc. 2008 *János evangéliuma*. Budapest: Szent István Társulat.
- Rahlfs, Alfred. ²1979 *Septuaginta*. Stuttgart: Deutsche Bibelgesellschaft.
- Schmoller, Alfred. ⁸1989 *Handkonkordanz zum griechischen Neuen Testament*. Stuttgart: Deutsche Bibelgesellschaft.
- Sjögren, Per-Olof (Verdes Sándor fordította). 1991(2003) *A Jézus-ima: A szív imádsága*. Budapest: zöld-S Studio.
- 秋山学 2020 (予定) 「アレクサンドリアのクレメンスにおける「徳」」(2019.11.10 第 68 回中世哲学会にて口頭発表済み)『中世思想研究』62 に発表内容を掲載予定。
- 2019 「『イザヤ書』における「残りの者の帰還」(「シェアル・ヤシュブ」イザヤ7,3)の射程」『文藝言語研究 文藝篇』76, 1–19.
- 2017a 「「14 日派」に学ぶ」『文藝言語研究 文藝篇』71, 71–88.
- 2017b 「小羊の過ぎ越し」『古典古代学』9, 83–100.
- 2010 「ハンガリーのギリシア・カトリック教会—典礼を中心に—」 荻野弘之編『続・神秘の前に立つ人間—キリスト教東方の霊性を拓く II—』新世社, 125–183.
- 2007 「ビザンティン典礼暦から読む旧・新約聖書—古代学の源泉としての「メノロギオン」(1) —」『文藝言語研究 文藝篇』52, 1–38.
- 浅見定雄 1977 『旧約聖書に強くなる本』日本基督教団出版局.
- 雨宮慧 1989 『旧約聖書のこころ』女子パウロ会.
- 荒井献 2001 『イエス・キリスト 上』講談社学術文庫.
- フランシスコ会聖書研究所(訳注) 2000 『イザヤ書』サンパウロ.
- ²1989 『ヨハネによる福音書』中央出版社.
- 1977 『パウロ書簡 II』中央出版社.
- 1975 『パウロ書簡 IV』中央出版社.
- 1959 『レビ記』中央出版社.
- ブリンツラー, ヨーゼフ 1988 『イエスの裁判』大貫隆・善野碩之助訳, 新教出版社.
- 吉見崇一 1997 『ユダヤ教小辞典』リトン.